

社会福祉法人 養秀福祉会

役員報酬に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人 養秀福祉会（以下「法人」）の役員報酬に関する必要な事項を定めるところを目的とする。

(役員構成)

第二条 本法人の役員は次の通りとする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 6名
- (3) 監事 2名
- (4) 評議員 7名
- (5) 評議員選任・解任委員会 5名
- (6) 苦情解決委員 2名

(会議等出席の手当)

第三条 会議（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会その他に準ずるもの）等の出席に対し、1回につき次の通り支給する。

理事、及び監事、評議員、苦情解決委員・選任解任委員に対し、5,000円を支給する。但し、監査を行った場合、監事の手当は10,000円とする。

2. 前項報酬についての上限を理事（各年度の総額が300,000円）、監事（各年度の総額が100,000円）を超えない範囲で支給する。

附則 この規程は平成4年4月1日から施行する。

平成22年6月15日から施行する。

平成29年4月1日から施行する。

令和3年4月1日から施行する。

令和5年4月1日から施行する。